

構内電話交換設備保守点検業務仕様書

1 目的

当院の構内電話交換設備を常時正常な操作状態に保つことを目的とする。電気通信事業法等関係法令に従い、総務省令の定める技術基準を遵守し、業務を行うこと。

業務の実施にあたっては、必要に応じて製造者の協力及び支援が得られること。なお、当院より、製造者との協力及び支援の証明書提出を求められた時は速やかに提出すること。

2 実施場所

香川県立白鳥病院（香川県東かがわ市松原 963 番地）

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 対象機器

業務対象機器は次のとおり。業務中に対象機器変更の場合は、書面により甲乙確認するものとする。

①株式会社日立製作所製構内交換設備（CX9000M1A）	1 式
②停電型多機能電話機（HI-24E-TELPF）	13 台
③多機能電話機（HI-24E-TELSD）	22 台
④一般電話機（H-P5）	54 台
⑤BSアンテナ（HI-D3BS）	48 台
⑥PHS 端末（HI-D6P2、D8P2、D10P）	105 台
⑦PHS 端末（WX330J-Z、D8P2WP）	19 台

5 保守サービスの時間帯

原則、保守サービスの実施時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日と、乙の休日を除く午前 9 時から午後 17 時までとする。

6 保守サービス業務

対象機器について、次に掲げる予防保守及び点検を行うこと。なお、点検を実施する日時については、当院と協議の上、定めること。

- (1) 定期保守点検を月 1 回実施すること。
- (2) 交換機データを維持すること。
- (3) 完成図面等設備記録の維持常時正常な操作状態に保つこと。

7 委託料の支払い

委託料は上期と下期に分け、上期分を10月末に、下期分を4月末に支払う。

8 保守部品

保守業務に必要な対象機器の部品については受託者の負担とする。また、修理で取り替えた故障部品の所有権は全て乙に移転するものとする。

9 修理等の開始

受託者は、当院から対象物件について故障である旨の通知を受けたときは、速やかに修理を開始すること。ただし、修理に必要な部品の調達等に相当な時間が必要な場合は、当院に対しその旨通知し、修理に必要な部品の調達等に必要時間について修理を留保することができる。

10 修理完了通知

修理完了時は、当院に対し故障修理内容を書面で速やかに通知すること。

11 当院の協力体制

当院は、保守業務に対して協力をするものとし、必要により情報を提供するとともに受託者から要請があったときは対象機器以外の端末機器等を操作、使用することを認めるものとする。

また、保守作業のため必要な電力料金、通信費等の費用については当院の負担とする。

12 機器等の管理

当院が、対象物件を移設、改造又はこれらに他の装置を付着させるなど、設備の機能に影響を与え、又はそのおそれのある他の工事等をするときは、事前に受託者に書面で連絡を入れるものとする。

13 適用外

下記に該当する業務は適用外とし、当院の要請で受託者がこれを実施した場合、当院は別途費用を負担するものとする。

- (1) 天災その他予期することができない事由に基づく損傷若しくは故障（落雷による故障調査費用を除く。）
- (2) 電話機（PHS子機を含む）外部損傷及び水濡れによる故障
- (3) 利用開始から3年以上の電話機のうち、メーカーより修理困難品として報告を受けた

電話機（PHS子機含む）の修理

- (4) 機器の取替え、移設、改造、撤去工事
- (5) 新たな機器の増設工事
- (6) 交換機のデータ追加、変更工事
- (7) 電源装置の精密検査及び装置のオーバーホール
- (8) 有償交換部品の提供及び取替え（保全に必要な保守用自然消耗品を除く。）
- (9) 保守対象機器以外の通信機器保守サービス